

身体障がい者福祉のしおり

この「しおり」は、身体障がい者手帳の交付を受けた方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法について、そのあらましをまとめたものです。

平成23年4月

小美玉市

お問合せ・申請窓口について

□小美玉市社会福祉課障がい福祉係（玉里支所内）

〒311-3495 小美玉市上玉里 1122 番地
TEL0299-48-1111 内線 3121・3122
FAX0299-58-6710

□小川福祉事務所（小川支所内）

〒311-3492 小美玉市小川 4 番地 11
TEL0299-48-1111 内線 2111・2112

□美野里福祉事務所（四季健康館内）

〒319-0132 小美玉市部室 1106 番地
TEL0299-48-0221 内線 4010・4012

身体障がい者手帳について

身体に障がいのある方の所持する手帳です。身体に障がいがあることによって各種サービス、支援を受けるために必要となります。

○ 対象となる障がいの種類

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方。

- 内 容 障がいの程度によって重度の方から1級から6級までの等級と、第1種と第2種の種別があり、その等級や種別により受けられるサービスの内容が異なる場合があります。

【申請の手順】

①市の障がい福祉担当窓口で相談のうえ、申請に必要な書類（身体障がい者手帳交付申請書、身体障がい者診断書・意見書）を受け取ってください。

②指定医師※の診断を受けて、身体障がい者診断書・意見書を作成してもらいます。

※指定医師：身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師として、障がいの種類ごとに都道府県知事の指定を受けた医師のことです。指定医師が分からないときは、県障害福祉課又は市の障がい福祉担当窓口におたずねください。指定医師以外の医師が作成した診断書では、手帳の申請はできません。

③身体障がい者手帳交付申請書、指定医師の作成した身体障がい者診断書・意見書、及び写真2枚（縦4cm、横3cmの証明用写真）を添えて申請してください。

【手帳の交付を受けた方へ】

次の場合は、市の障がい福祉担当窓口へ届け出てください。

①住所、氏名が変更となったとき

手帳の記載事項を変更する必要があります。転居された場合は、新しい居住地の市町村で手続きをしてください。

②障がいの程度が変わったとき、障がいを有しなくなったとき、手帳の所持者が死亡したとき

障がいの程度が変わったときは、手帳を再交付しますので身体障がい者手帳再交付申請書、指定医師の作成した身体障がい者診断書・意見書、及び写真1枚を添えて申請してください。障がいを有しなくなった場合及び手帳の所持者が死亡したときは、お持ちの手帳を返還してください。

③手帳を紛失、毀損したとき

写真1枚を添えて再交付申請をしてください。

※ 交付を受けた身体障がい者手帳を他人に譲渡したり、貸与してはいけません。

自立支援医療（更生医療・育成医療）

都道府県の指定を受けた指定医療機関※で、障がいの除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行うものです。原則医療費の1割が自己負担となります。

※指定医療機関が分からないときは、県障がい福祉課、市の障がい福祉担当窓口、水戸保健所におたずねください

- 対象者 更生医療：18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けている方
 育成医療：18歳未満の方（身体障がい者手帳の交付を受けていない方でも対象となります。）

※いずれの場合も、所得が一定以上の場合等は対象とならない場合があります。

- 内 容 白内障、口唇口蓋裂、角膜手術、人工関節置換術、心臓ペースメーカー移植術、腎不全（人工透析）、じん移植術、肝臓移植術、抗HIV療法など。対象疾患の更生医療について、詳しくは市の障がい福祉担当窓口までお問い合わせください。
- 申請方法 更生医療については、市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。
 ※育成医療については、水戸保健所が窓口になりますので、そちらへお問い合わせください。

医療費の助成（㊦（マルフク）制度）

重度心身障がい者（児）の医療費の自己負担分を助成する制度です。

- 対象者 ① 身体障がい者手帳1級又は2級の方
 ② 身体障がい者手帳3級、かつ、知能指数50以下の方
 ③ 身体障がい者手帳3級の心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいの方

※いずれの場合も、所得が一定以上の場合等は対象とならない場合があります。

- 内 容 病気やけがの治療を受けた場合の、医療保険各法の規定による保険給付の患者負担分を助成します。詳しい利用の仕方については、申請窓口でお問い合わせください。
- 申請方法 市の医療保険担当係でご相談ください。

補装具の購入・修理費の給付

身体上の障がいを補うため、必要に応じて次の補装具の購入・修理費の給付を受けることができます。

- 対象者 身体障がい者手帳の交付を受けていて、補装具の給付対象条件に該当する方。
※ 介護保険など他の制度を優先して適用します。
- 内容 ① 視覚障がい……盲人安全つえ、義眼、眼鏡など
② 聴覚障がい……補聴器
③ 肢体不自由……義手、義足、装具、車いす、歩行器など
④ 体幹機能障がい……装具、車いす、歩行器など
⑤ 重度両上下肢及び音声言語機能障がい……重度障がい者用
意志伝達装置
- 費用負担 原則1割が自己負担となりますが、市民税非課税世帯の方は自己負担がありません。
※支給基準額を超えた分は、全額自己負担となります。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。
※すでに購入されたものは給付の対象となりません。

日常生活用具の給付

重度障がい者の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、かつ社会参加を促進するような用具等を給付します。

- 対象者 身体障がい者手帳の交付を受けていて、日常生活用具の給付対象条件に該当する方
※ 介護保険など他の制度を優先して適用します。
- 内容<対象品目の例>
 - ① 視覚障がい……点字タイプライター、電磁調理器、拡大読書器など
 - ② 聴覚障がい……情報受信装置、通信装置など
 - ③ 肢体不自由……特殊尿器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、
体位変換器、移動用リフトなど
 - ④ 内部障がい……透析液加温器（じん臓障がい）、酸素ボンベ運搬車、
ネブライザー、電気式たん吸引器（呼吸器障がい）など
 - ⑤ 共通……火災警報器、自動消火器など
- 給付額
 - ・市民税課税世帯の場合は、基準額内の9割を助成
 - ・市民税非課税世帯の場合は、基準額内の10割を助成
 - ※ただし、基準額を超えた分は自己負担となります
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。
※すでに購入されたものは給付の対象となりません。

ホームヘルプサービスの給付

身体障がいのため、日常生活を営むことが困難な身体障がい者のいる家庭を訪問して、家事や介護、生活に関する相談指導等のお世話をするサービスの支給をします。

- 対象者 重度の障がい等のため日常生活に支障がある身体障がい者（児）（入浴等の介護，家事等のサービスを必要とする場合）
- 内 容
 - ① 身体介護（入浴，排せつ，食事，衣類着脱，身体清拭・洗髪，通院等の介助）
 - ② 家事（調理，洗濯，掃除，生活必需品の買物，関係機関との連絡）
 - ③ 生活等に関する相談，助言 など
- 費用負担 原則1割が自己負担となりますが、市民税非課税世帯の方は自己負担がありません。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

短期入所サービスの給付

- 対象者 在宅の身体障がい者（児）
- 内 容 介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者（児）が居宅で介護を受けることができないため必要となる、施設への短期間の入所。
- 費用負担 原則1割が自己負担となりますが、市民税非課税世帯の方は自己負担がありません。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

福祉施設の利用

- 対象者 地域生活を支援するために、福祉施設への入所又は通所による生活訓練，機能回復訓練，職業訓練等を必要とする身体障がい者。
- 内 容
 - ① 障がい者支援施設……一定の障がい程度の方への，日常生活の介護訓練等
 - ② 障がい福祉サービス事業（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援[A型，B型]）……障がいの程度やニーズに応じた介護や訓練等
 - ③ 地域活動支援……作業訓練，生活訓練，機能回復訓練
- 費用負担 原則1割が自己負担となりますが、市民税非課税世帯の方は自己負担がありません。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障がい者や難聴者が役所や学校，病院など公的な場に赴くときに，円滑な意志の疎通を図るためのお手伝いをするものです。

- 対象者 聴覚障がい者の方，音声・言語機能障がいの方
- 内 容 公的な場でコミュニケーションをする時の手話通訳と要約筆記
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

身体障がい者補助犬の給付

身体障がい者補助犬とは，盲導犬（目の不自由な人を誘導します），介助犬（体の不自由な人の手足となって働きます），聴導犬（耳の不自由な人に音を知らせます）のことで，身体の不自由な人の体の一部として活躍します。

- 対象者 満18歳以上の身体障がい者であって，視覚障がいの1級，肢体不自由の1，2級，聴覚障がいの2級の方で，社会参加と自立更生に効果があると認められる方。
- 内 容 身体障がい者補助犬の給付（1か月間の，補助犬を使用するための訓練を受ける必要があります。）
- 費用負担 世帯の所得状況により，利用者の一部負担があります。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

I T 活用の支援

障がい者の皆様のパソコン使用に関するサポートを行っています。

- 対象者 県内在住の障がい者
- 内 容 ① I Tに関する利用相談……専門の相談員が，障がい者のI T機器利用についての総合相談をお受けします。
② ボランティアの養成・派遣……移動が困難な障がい者が在宅でサポートを受けられるよう，ボランティアを派遣し，操作方法等のサポートを行います。また，パソコンサポートボランティア養成講習会の開催をしています。
- お問い合わせ先 茨城県障害者I Tサポートセンター（電話・Fax 0296-70-5733）にお問い合わせください。

結婚相談

身体の不自由な方々の結婚相談をお受けしています。

- 内容 専任の相談員による結婚相談、「友愛の集い」などの交流会の開催。
- お問い合わせ先 (社)茨城県身体障害者福祉協議会結婚相談所 (電話 029-243-7010, Fax 029-243-7490) にご連絡ください。

障がい者スポーツ・文化事業

障がい者の方の社会参加を促進するため、身体障がい者スポーツ大会の開催、障がい者文化祭の開催等を行っています。

- お問い合わせ先 茨城県障害者スポーツ・文化協会 (電話 029-301-3375)

特別児童扶養手当

- 対象者 障がい児・者(20歳未満)を養育している保護者。
 - 手当の額と対象者
 - ① 1級 月額50,550円(身体障がい者手帳の等級が1,2級又は療育手帳の判定が㊶, A程度)
 - ② 2級 月額33,670円(身体障がい者手帳の等級が3級又は療育手帳の判定がB程度)
- ※いずれの場合も、対象となる障がいの程度は概ね上記のとおりですが、身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちでない方でも、申請して特別児童扶養手当の障がい等級表に該当すれば、手当の対象となります。詳しくは申請先にお問い合わせください。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

特別障がい者手当

- 対象者 在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方(20歳以上)。
- 手当の額 月額26,340円
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

障がい児福祉手当

- 対象者 在宅で重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な方（20歳未満）。
- 手当の額 月額14,330円
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

在宅障がい児福祉手当

- 対象者 在宅で特別児童扶養手当の受給対象となる程度の障がい児（20歳未満）を養育している保護者。
- 手当の額 月額3,000円（9月と3月にまとめて支給）
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

障がい基礎年金

- 対象者
国民年金に加入している期間中に初診日がある病気やけがによって障がい者となった場合、又は20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障がいの状態にあつて20歳に達したとき。
保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある者。
障がい程度が障がい基礎年金の障がい等級表で定める1級又は2級※に該当する障がいの状態である者。
※身体障がい者手帳の等級とは異なります。
- 年金の額
 - 1級 年額 986,100円
 - 2級 年額 788,900円
- 申請方法 市の年金担当係でご相談ください。

障がい厚生年金

- 対象者
厚生年金に加入している期間中に、初めて医師の診療を受けた傷病によって障がい者となった場合、障がい程度が障がい基礎年金の障がい等級表の1級又は2級※に該当する障がいの状態のとき、又は厚生年金保険の障がい等級表の1級から3級※までに該当するとき支給されます。 ※身体障がい者手帳の等級は異なります。
- 申請方法 勤務先又は水戸南年金事務所でご相談ください。

心身障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者が加入者となって一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は身体に著しい障がいを有することになった場合に、障がい者に年金が支給されます。

- 対象者 次の障がいがある方（65歳未満）の保護者
 - ①知的障がい者
 - ②身体障がい者手帳1級から3級の方
 - ③心身に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方
- 掛金の額 1口あたり月額9,300円～23,300円（加入時の年齢により異なります。2口まで加入できます。）
- 年金の額 月額20,000円（2口の場合は月額40,000円）
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

自動車改造費の助成

障がい者本人が就労等に伴い、自ら運転する自動車の駆動装置等の改造する費用を一部助成します。

- 対象者 身体障がい者手帳 「上肢機能障がい」または「下肢機能障がい」、「体幹機能障がい」のいずれかの障がい程度が1級か2級の方
 - ※ 特別障がい者手当の所得制限額を超えていない方に限ります。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

自動車運転免許取得費の助成

指定自動車教習所において、自動車運転免許取得のために要する経費を一部助成します。

- 対象者 ①18歳以上で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している者
 - ②道路交通法に規定する運転免許の欠格事由に該当しない者で、指定自動車教習所の自動車教習課程を卒業し、自動車運転免許を取得した者
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

自動車税・自動車取得税の免税

心身障がい者が使用する自動車、もしくは心身障がい者と生計を一にする方が使用する自動車、または心身障がい者のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税、自動車取得税が免税されます。

- お問い合わせ先

	名称	所在地	電話番号
自動車税	水戸県税事務所	水戸市柵町 1-3-1 (水戸合同庁舎 1 階)	029-221-6768
自動車取得税	水戸県税事務所自動車税分室	水戸市住吉町 292-10 (ナバーセンター水戸 2 階)	029-247-1297

生活福祉資金の貸付

- 内容 低所得者、障がい者又は高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活が送れるように資金の貸付けを行っています。資金の貸し付けにあたっては、対象となる世帯等についていくつかの条件があります。
- 申請方法 小美玉市社会福祉協議会(電話 0299-37-1551)にお問い合わせください。

税金の減免・控除

税の種類		減免・控除の内容	相談窓口
国 税	所得税	(控除) 障がい者控除, 同居特別障がい者扶養控除 (非課税) 心身障がい者扶養共済からの給付	税務署
	相続税	(控除) 障がい者控除 (非課税) 心身障がい者扶養共済からの給付の受給権に係る相続税, 特別障がい者に対する贈与税	税務署
	住民税	(控除) 障がい者控除, 同居特別障がい者扶養控除, 心身障がい者扶養共済の掛金	市
	事業税	(非課税) 重度の視力障がい者の医業に類する事業に係る事業税 (減免1/2) 身体障がい者が営む事業	県税事務所

自動車税・軽自動車税 自動車取得税	(免除)①身体障がい者が所有する自動車を自分で運転する場合 ②身体障がい者、知的障がい者若しくは精神障がい者のために生計を一にする方が運転する場合 ③身体障がい者、知的障がい者若しくは精神障がい者のために常時介護している方が運転する場合	県税事務所 (軽自動車税については市)
----------------------	--	------------------------

※ 所持している身体障がい者手帳の等級により、控除金額が異なる場合又は減免の対象とならない場合があります。詳しくはそれぞれの相談窓口までご相談ください。

運賃・通行料金の割引

種類	対象者	割引率
J R 運賃	第1種身体障がい者、第1種知的障がい者（介護者1名も割引）（単独利用の場合は片道101km以上の場合に限る。）	普通乗車券50%
	第2種身体障がい者、第2種知的障がい者（本人のみ割引。片道101km以上の場合に限る。）	普通乗車券50%
バス運賃	手帳所有者及び第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者の介護者	普通乗車券50%
航空運賃 (国内線)	12歳以上の身体障がい者、知的障がい者	会社と路線により異なる。
有料道路通行料金	身体障がい者が運転する自動車、重度の身体障がい者又は知的障がい者が乗車し介護者が運転する自動車 (※あらかじめ市の障がい福祉担当窓口で要手続。)	50%
タクシー料金 (県内利用に限る)	身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方	10%
大洗カーフェリー	第1種身体障がい者、第1種知的障がい者（第2種身体障がい者、第2種知的障がい者は片道101km以上の場合に限る。）	50%

駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止の区域内でも、標章の交付を受けることで他の交通の妨げにならない限り、必要最小限の駐車が認められます。

- 内 容 対象となる身体障がい者の範囲等に制限がありますので、警察署で確認のうえ手続きしてください。
- お問い合わせ先 最寄りの警察署

NHK放送受信料の減免

- 対象者 ① 全額免除……身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。
- ② 半額免除……視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障がい者手帳をお持ちの方が世帯主である場合。身体障がい者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級又は2級）の方が、世帯主である場合。
- 申請方法 市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な障がい者の方に、番号案内料を無料とする制度です。

- 対象者 ① 視覚障がいで身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ② 上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいで1級又は2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- 利用方法 最寄りのNTT各支店、各営業所にお申し込み下さい。
- お問い合わせ先 NTT（0120-104174）

携帯電話使用料金の減免

身体障がい者手帳を所持している方は、携帯電話使用料金の割引を受けることができます。割引の内容や申し込み手続きについては、携帯電話事業者ごとに異なります。詳しくは、お使いの各携帯電話会社に直接お問い合わせ下さい。

- お問い合わせ先 各携帯電話事業者

青い鳥郵便葉書の無償配布

郵便局で、障がい者の福祉に対する理解と認識を深めるため、重度の身体障がい者または重度の知的障がい者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書（お一人につき20枚）を入れて配布しています。

- 対象者 ① 重度の身体障がい者（身体障がい者手帳の1級又は2級）
- ② 重度の知的障がい者（療育手帳の㊸又はA）
- お問い合わせ先 お近くの郵便局でご確認のうえでお申し込み下さい。

県立施設等の入場料等の減免

○ 内 容

県立施設	近代美術館，つくば美術館，天心記念五浦美術館，陶芸美術館，自然博物館，県立歴史館，偕楽園好文亭，弘道館公園，フラワーパーク，大洗水族館，植物園
国立施設	ひたちなか海浜公園，つくばエキスポセンター
都市公園内の有料施設	偕楽園，弘道館公園，砂沼広域公園，大洗公園，港公園，洞峰公園，県西総合公園，笠間芸術の森公園，大子広域公園，笠松運動公園，東町運動公園，堀原運動公園，里見野外活動センター

- 利用方法 各施設にお問い合わせください。

障害者歯科治療センター

開業医では治療の難しい障がい者・児の歯科治療を行っています。完全予約制です。

○ 利用および予約は下記へ

名 称	所 在 地	電 話
茨城県身体障害者小児歯科治療センター（略称：水戸口腔センター）	〒310-0911 水戸市見和2-292-1 茨城県歯科医師会館内	029-254-4177
茨城県土浦市身障害者歯科治療センター（略称：土浦歯科治療センター）	〒300-0812 土浦市下高津2-7-27 土浦市保健センター内	029-822-3835

就職への支援について

○ 茨城障害者職業センター

職業相談，能力評価，アフターケアを専門的・総合的に行っています。

お問い合わせ先 茨城障害者職業センター（電話 0296-77-7373）

○ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難又は就業経験のない障がい者を対象に障害者就業・生活支援センターの職員が障がい者の家庭や職場等を訪問して，就職や生活上の相談に応じています。

お問い合わせ先

名 称	住 所	電 話
水戸地区障害者就業・生活支援センター	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオスビル2F	029 (309) 6630

障害者就業・生活支援センター なかま	〒308-0811 筑西市茂田1740	0296 (22) 5532
障害者就業・生活支援センター かい	〒315-0005 石岡市鹿の子4-16-52	0299(22) 3215
障害者就業・生活支援センター かすみ	〒300-0053 土浦市真鍋新町1-14	029(827) 1104
かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	〒314-0032 鹿嶋市宮下2-1-24	0299(82) 6464

○ 公共職業安定所（ハローワーク）

専任のワーカーが、障がい者を対象とした職業相談や職業紹介を行っています。また、年1～2回程、障がい者を対象とした就職面接会などを行っています。

お問い合わせ先 最寄りの公共職業安定所

○ 労働基準監督署（総合労働相談コーナー）

解雇、配置転換、賃金問題、労使紛争などの労働問題に関する相談と情報提供を行っています。

お問い合わせ先 最寄りの労働基準監督署

○ いばらき就職支援センター（ジョブカフェ）及び労働相談センター

就職を考えている方への就職相談、職業適性診断、キャリアカウンセリングなどを行っています。また、解雇、配置転換、賃金問題、労使紛争などの労働相談に応じています。

名 称	所 在 地	電 話
いばらき就職支援センター いばらき労働相談センター	〒310-0011 水戸市三の丸1-7- 41	029-300-1916
いばらき就職支援センター日立地区センター 日立労働相談センター	〒317-0073 日立市幸町1-21-2 (日立商工会議所会館内)	0294-27-7172
いばらき就職支援センター鹿行地区センター 鹿行労働相談センター	〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3 (県鉾田合同庁舎内)	0291-34-2061
いばらき就職支援センター県南地区センター 県南労働相談センター	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 (県土浦合同庁舎内)	029-825-3410

いばらき就職支援センター県西地区センター 県西労働相談センター	〒308-0841 筑西市二木成615 (県筑西合同庁舎内)	0296-23-3811
------------------------------------	-----------------------------------	--------------

成年後見センター

センターに登録した司法書士が、障がい等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際しての契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。

- お問い合わせ先 (社) 成年後見センターリーガルサポート茨城支部
(電話029-302-3166 へご相談ください。)

民生委員

民生委員は、住民の方の福祉の向上のため国から委嘱された方で、地域に住む方々のあらゆる相談を行っています。委員の連絡先については、市の社会福祉課 社会福祉係へお問い合わせください。

身体障がい者相談員

身体障がい者の福祉に熱意のある方が身体障がい者やその家族からの相談を行っています。相談員の連絡先については、市の障がい福祉担当窓口でご相談ください。

障害者なんでも相談室

障がいのある方、その家族の方及び福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などのご相談に、経験豊かな相談員がお答えします。

- お問い合わせ先 障害者なんでも相談室(電話,Fax029-244-9588 茨城県手をつなぐ育成会) へご相談ください。

茨城県福祉相談センター

身体に障がいのある方の様々な相談に対し、医師・理学療法士・心理判定員・身体障がい者福祉士など専門のスタッフがお受けしています。また、障がいの状況により来所して相談できない方のために、県内各地を巡回して相談に応じています。

- お問い合わせ先 福祉相談センター(電話 029-221-4992, Fax029-221-6098) へご相談ください